

IFRS 初度適用時における フランス企業の戦略的対応に関する ケース分析

板橋雄大
Clemence GARCIA
09-02

はじめに

2005 年度から、フランス上場企業 729 社¹の連結財務諸表は国際財務報告基準(以下、IFRS)によって作成されている。IFRS の適用によって、市場に大きな影響が生じることが予想されていたが、実際には著しい反応と呼べるようなものはなかった²。

しかし、IFRS とフランス会計基準(以下、FR 基準)の違いは少なくない(Garcia, 2008)。フランス会計制度は長い歴史の結果として、他の法律との間に複雑な関係を構築しており、国際会計委員会が考慮に入れていないような利害—社会的情報、税、経済計画—を考慮することが求められている。このような多様な利害を勘案する姿勢は、会計調和化の流れの中でも依然として残っている。現在に至るまで使われている性質別損益計算書や、売上高の代わりとして用いられている生産高はマクロ経済政策への配慮を表している。

2005 年に行われたフランス中央銀行(以下、フランス銀行)の調査(Marchal et al., 2007)によれば、FR 基準と比較して、IFRS を適用した上場企業の純利益は約 36%大きく表示され、純資産は約 2%小さく表示されることになるという。その主な原因は、のれんの取扱いが非償却へと変更されたことと、退職給付債務認識の範囲が拡大されたことであった。一方で、批判にさらされていた公正価値会計は、限定された影響しかもたらさなかったと、フランス銀行の調査報告では報告されている。

¹ 2005 年に Eurolist に上場していた企業数である。

² Ph. D'Anjou (当時フランス金融市場委員会会長)、HEC での講演会、2006。

我々はこのような事態が起きた背景には 2 つの事情が大きな影響を与えていたと考える。1 つは、2004 年時点で IFRS を適用する際には IAS 32 と 39 が強制適用ではなかった³ため、公正価値の適用範囲を非常に限定されたものとすることができたことである。もう一つは、IFRS 1 が初度適用に関連した会計上の変更にあたって、選択を認めていたことである。たとえば、減価償却の期間を修正するか否か、過去の企業結合を再処理するか否かという選択が認められていた。そのほかにも、IAS39 や IA16 のように複数の選択肢を許容するような IFRS が存在しており、FR 基準と比較して、その柔軟性は非常に高くなっている。

IFRS の初度適用にあたって FR 基準よりも柔軟な会計処理を可能とするようなさまざまな選択肢が提供された結果、基準によって限定された範囲ではあるものの、企業は会計方針変更を裁量的に実行⁴することが可能となると考えられる。

我々は、経済合理的な企業は、このような裁量的な会計方針変更が可能な際に、自身の利得を最大にするように裁量的な方針変更を実行すると考える。その結果、選択された会計方針には、企業の情報開示戦略⁵が含まれると考える。そこで、会計方針の選択に着目し、企業の情報開示戦略、特に企業特殊的な情報開示戦略が、IFRS の初度適用にどのような影響をもたらしたのかを分析することを本研究の目的とした。

我々の研究は前述のフランス銀行の企業分析担当事務局がおこなった調査(Marchal et al., 2007)をベースとして、そこに企業特殊的な情報開示戦略の分析という視点を加えた。そして、企業特殊的な情報開示戦略が、IFRS の初度適用にどのような影響をもたらしたのかを明らかにしている。

第 1 節においては、フランス銀行が実施した IFRS 適用に関する研究について概観する。第 2 節ではケース⁶の抽出方法と、我々が採用する方法論について説明を行う。第 3 節では、ケーススタディーによる分析を行う。第 4 節では、第 3 節までの結果に対する検討を加えることとする。第 5 節では、本研究において得られた知見を取りまとめる。

³ 2005 年の期首在高の計算において IFRS の適用を行うためには 2004 年の時点から IFRS を適用する必要があった。しかし、IAS 32 と 39 は 2005 年からの強制適用であった。

⁴ 近年の裁量的会計行動に関連した研究では、企業とその多様な利害関係者間（顧客、供給業者、従業員、債権者等）の暗黙の契約関係(implied commitments)に注目したものが存在する。企業が暗黙の契約を満たせば、それは企業の評判(reputation)の上昇をもたらす、価格、支払い期間、取引量などの取引条件の交渉時に有利になる。企業は、暗黙の契約を守ることの利益が、破ることの利益を上回る限りにおいて、そうした暗黙の契約を自己拘束的なものとして取り扱う。そして、暗黙の契約義務を果たすことに関する評判を査定する際に、利害関係者は会計数値を用いていることが実証的に明らかにされている(Bowen et al., 1995)。その結果、利害関係者への依存が大きいほど、企業は利益増加的な会計方針の選択を行うという結果が提示された(Bowen et al., 1995)。

⁵ 本稿では、「戦略的」および「戦略」という用語を、それぞれ次のように定義することとする。戦略的とは、想定される複数の状況における、ゲームの参加者と、それぞれの利得を想定することである。本稿の例で述べれば、戦略的な企業は、情報を開示するにあたり自社の利害関係者（群）をまず定義し、いくつかの実行可能な会計方針変更が、自社と当該利害関係者(群)にもたらす利得を想定するのである。戦略は、企業によって設定された当該ゲームの均衡解であると定義する。もちろんゲームによっては、複数の解が存在する場合や、解が存在しないような場合も考えられる。

⁶ 本稿では、ケースという表現は標本間の同質性を想定していない場合に用いている。標本間の同質性を想定している場合には、サンプルという表現を使用している。

第1節フランス銀行が実施した IFRS 適用に関する調査の概観

本節では、2005 年にフランス銀行の企業分析担当事務局が IFRS 適用の影響を調べるために、上場企業 101 社⁷に対して実施した調査の結果を概観する。IFRS の適用が企業の純利益と純資産にもたらした影響を包括的に明らかにしたこの調査は、我々の研究の基礎を構成する部分である。本節では、フランス銀行の調査を概観することで、IFRS 適用がフランス企業に及ぼした影響を見ることにする。

1.1. 純利益に与えた影響

表 1 は、純利益額の算定に関して、FR 基準と IFRS との差異と、差異を構成する主な原因を説明したものである。それぞれの項目の金額は、該当項目の全サンプル(101 社)合計を表している。例えば、第 1 項目、「FR 基準による純利益」44 の意味は、各サンプルの純利益額を FR 基準で算定し、それを全サンプル合計した金額が 44 (ただし単位は 10 億ユーロ)ということである。「差異」は、FR 基準で算定した金額と、IFRS 項目で算定した項目の差額である。右側の列には、差異を構成する具体的な内容とその金額が表示されている。そして、右側の列における各会計処理の変更の影響額の合計は、左側の列の「差異」の金額と一致する。

表 1: フランス上場企業の純利益に与える IFRS 適用の影響⁸

(単位: 10 億ユーロ)

項 目	金 額	差 異 の 主 な 原 因	金 額
FR基準による純利益	44	の れ ん の 非 償 却	10.5
IFRS による純利益	60	2004 年 の 買 収	6.7
		為 替 差 額 の 累 計 の 排 除	2.5
		退 職 給 付 費 用 の 増 加	-2
		の れ ん の 減 損	-1.7
		ス ト ッ ク ・ オ プ シ ョ ン の 認 識	-1.2
		投 資 目 的 不 動 産 の 公 正 価 値 の 変 動 額	1.1
		関 連 会 社 の 損 益 持 分 の 変 動 額	0.6
		そ の 他	0.2
差 異	16	合 計	16

(Marchal et al., 2007 より作成)

FR 基準で算定する純利益額 44 を 100% とすると、IFRS で算定する純利益額 60 は約 136% にあたる。すなわち、IFRS で算定する場合、サンプル企業の純利益は平均的に約 36% 大

⁷ 729 社から金融機関を除き、さらに、いずれかの会社の子会社である企業を除いた企業。

⁸ FR 基準と IFRS との間の具体的な会計手続き上の相違内容については、Garcia(2008)を参照されたい。

大きく表示されることがわかる。純利益の差異+16の主な原因には、のれんの非償却⁹があった。彼らのサンプルで、利益に大きな影響を与えている要素には、企業結合と関係するものが多かった。それ以外で純利益を大きく表示させる影響には、投資目的不動産の公正価値評価がある。逆に、純利益を小さく表示させる主な影響には、退職給付とストック・オプションがある。

フランス銀行の調査の結論において、サンプル企業の大部分は、公正価値評価が選択可能とされる場合にも、公正価値評価を選択することはあまりなかったことが明らかにされている(Marchal et al.,2007)。また、その理由は、従来のフランス会計との乖離を少なくしたいということと、利益への影響を少なくしたいというような保守的な動機からであったと主張されている。なお、公正価値評価を強制された有価証券のポートフォリオについては、その額は38%増加した。

1.2. 純資産に与えた影響

表2は、純資産額の算定に関して、FR基準とIFRSとの差異と、差異を構成する主な原因を説明したものである。それぞれの項目の金額は、該当項目の全サンプル(101社)合計を表している。例えば、第1項目、「FR基準による純資産」396の意味は、各サンプルの純資産額をFR基準で算定し、それを全サンプル合計した金額が396(単位:10億ユーロ)ということである。「差異」は、FR基準とIFRSとの差異ということである。右側の列には、差異を構成する具体的な内容とその金額が表示されている。そして、右側の列における各会計処理の変更の影響額の合計は、左側の列の「差異」の金額と一致する。

表2: フランス上場企業の純資産に与えるIFRS適用の影響

(単位: 10億ユーロ)

⁹ サンプルの80%で発生。

項	目	金 額	差 異 の 主 な 原 因	金 額
FR 基準による純利益		396	退職給付債務	-26.9
IFRS による純利益		388	純利益の変動	16.5
			ブランドに関する繰延税金	-9.5
			資産の再評価	9.4
			自己株式の資本からの控除	-6.8
			開発費の資産計上	4.2
			過去の企業結合に関する修正	3.9
			少数株主持分に対する 買い取りオプション	-3.3
			返済が必要ない資金の再分類	3.2
			その他	3.1
			(数字の丸めに伴う計算上の 誤差修正用項目)	-1.8
差	異	-8	差 異 合 計	-8

(Marchal et al., 2007 より作成)

FR 基準で算定する純資産額 396 を 100% とすると、IFRS で算定する純資産額 388 は約 98% にあたる。すなわち、IFRS で算定する場合、サンプル企業の純資産は平均的に約 2% 小さく表示されることがわかる。純利益と比較して、影響が比較的小規模におさまったのは、純資産を小さく表示させる影響と、大きく表示させる影響が相殺しあったためである。純資産を小さく表示させる主な原因には、退職給付債務の増加と、ブランドにかかわる繰延税金の認識があり、大きく表示させる主な原因には、資産の再評価と利益の増加があった。

第 2 節 ケースの選択と調査方法

本節では、ケース分析の準備段階として、ケースの選択手法と調査方法について概説する。本稿では、Marchal et al.(2007)が明らかにした、IFRS の初度適用の際に起きた会計方針の変更に関する現象を、企業の情報開示戦略の表れとして解釈する。分析の対象には、フランスの様々な産業、様々なサイズを代表する企業を設定することとし、目的サンプリング¹⁰

¹⁰ 本稿ではケースの抽出にあたり、目的サンプリングを実施した。これは、母集団の中で典型的と考えられるサンプルを抽出するサンプリング方法であり、本方式を選択した理由は、基本的には本研究が統計的な処理に適していないと考えられるためである。本稿では、各企業は企業特殊的な情報開示戦略に従うと想定している。つまり、サンプルの均質性を否定しているわけであり、この想定の下では、ある企業の会計方針変更の取り扱い、基本的には、その他の企業の選択とは無関係に決定される。ただし、利害関係者を共有するような企業群はその戦略の決定にあたり、群内の他社の戦略に影響を受けるかもしれない。そこで、本研究では(利害関係者を共有しているようなケースが存在する可能性を考慮して)産業を代表すると考えられるケースを複数選択した。

を実施しフランス上場企業 40 社をケースとして設定した。詳細については表 3 に記載した。各企業の IFRS 適用の調整報告表¹¹を見ることで、企業がどのような会計方針の変更を選択したのかが明らかになる。

表 3：ケースの業種別分類

製造業	14 社	エアークリッド、アルトラン、グループ・ボングラン、 ルグラン、PSA プジョーシトロエン、ロディア、サンゴバン、ミシュラン、ロレアル、ラファ ルジュ、ダノン、エシロール、フォーレシア、シュネデル・エレクトリック
小売業	3 社	カルフルー、グイエン・エ・ガスコニュ、カジノ
サービス業	11 社	アコール、EDF ¹² 、GFI、アヴァス・グループ、タレス、 スエズ、エールフランス KLM、JC デウコー、 クラブ・メディテラネ、ボロレ、ブル
銀行業	4 社	クレディ・アグリコール、ソシエテジェネラル、BNP パリバ、バンク・ポピュレール
保険業	3 社	アクサ、グルーパマ、CNP アシュランス
その他	5 社	ビベンディ、ブイグ、LVMH ¹³ 、トタル、エファージュ

我々は IFRS の初度適用時の企業戦略の分析にあたり、情報インダクタンス (Prakash and Rappaport, 1977)理論を援用する。つまり、企業は開示情報に対する利害関係者の反応を想定し、最も自己の期待利得を高めるような開示を行なうと仮定する。ただし、その判断に当たっては、会計基準が認める範囲内で行うものと仮定する。

次に、会計方針の変更を 2 種類に大別する。一つ目は、IFRS が会計方針の変更にあたり、選択肢を認めていない場合の会計方針変更であり、これを本稿では「強制的な会計方針の変更」と称する。強制的な会計方針の変更は、企業の意思が介在できないような変更である。二つ目は、複数の選択可能な会計方針の変更が認められている場合の会計方針変更であり、本稿ではこれを「裁量的な会計方針の変更」と称する。裁量的な会計方針の変更は、規制の柔軟性を利用し、定められた範囲の中で企業が自発的に方針を決める変更である。

我々は、強制的な会計方針の変更からの影響に、裁量的な会計方針の変更の影響を組み合わせることで企業が自身の開示戦略を表していると考え¹⁴。

¹¹ Tableau de Passage. フランス金融市場委員会が 2004 年の財務諸表において開示を要求した。FR 基準と IFRS との相違点が報告されている。

¹² フランス電力、Electricite de France

¹³ モエ ヘネシー・ルイ ヴィトングループ

¹⁴ Ball & Brown(1968), Ball(1972), Archbald(1972), Beaver & Dukes(1973)をはじめとする多くの実証研究において、単なる利益操作によつては、市場はミスリードされることが指摘されている。だが、「経営者によるその〔キャッシュフローの〕予測が利益の情報に組み込まれ、投資家の予想形成に影響する」(斎藤, 2007. [] 内は筆者、以下同様。)というそのかぎりにおいて、「利益の測定は、単に確定したキャッシュフローを配分するだけでない追加的な情報内容をもつ」(斎藤, 2007)と考えられる。したがって、強制的方針変更、裁量的方針変更が単に、利益の名目だけの変化をもたらす場合においても、キャッシュフローの配分に、経営者による将来への見通しのシグナルになるような内部情報が含まれているならば、それは利害関係者の反応を引き起こすと考えられるのである。

表 4 に、各会計基準の変更が強制的か、裁量的¹⁵かという分類を記載している。

表 4：強制的及び裁量的な IFRS 適用に伴う会計方針の変更

強制的な会計方針の変更	裁量的な会計方針の変更
(IFRS 3) 企業結合 (IAS 19) 退職給付会計 (IFRS 2) スtock・オプション (IAS 18) 収益の認識 (IAS 2) 棚卸資産 (IAS 38) 開発費 等	IAS 32 と 39 の適用 ¹⁶ (IFRS 1) 固定資産の測定方法の変更による再評価 (IFRS 1) 昔の企業結合の再処理 (IAS 16) 有形固定資産の公正価値測定 等

だが、企業がどのような情報を、その開示戦略の目的として設定しているのかということに関しては、先行研究においても定見が示されていない。そこで、本稿では、強制的方針変更と裁量的方針変更の組み合わせの最終的な結果である純資産及び純利益¹⁷の変動に、企業の開示戦略が表れると解釈することとした。これらの仮定の結果、企業の戦略は次の表のようにモデル化される。

図 1：企業の戦略図

		強制的な会計方針変更の影響	
		+	—
裁量的な会計方針の変更の影響	+	B	A
	—	C	D

図 1 の A あるいは C 戦略が採用される場合、IFRS 適用に伴う強制的な会計方針変更の影響と相反する影響を、裁量的会計方針変更によって実現しようとするその限りにおいて、

¹⁵ 裁量的な会計方針の変更が認められている場合、それを自身の開示戦略に沿って選択することで、戦略的な会計方針の変更が実現される。

¹⁶ IAS32 と 39 は、早期適用の選択が認められている。

¹⁷ 日本基準と異なり、フランス基準及び IFRS 基準では、会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及的修正は利益剰余金の当年度の期首残高の修正として行われる。つまり、過年度の数値が遡及的に修正されることになる。このため、IFRS の初度適用の影響を分析する際には、純資産の変動と、純利益の変動を別個に取扱う必要がある。現在、純利益情報の価値関連性に関する先行研究が数多くある一方で、純資産の価値関連性に関連した研究は少ない。だが、「会計情報が企業評価やファンダメンタル分析に利用されるとき、純資産は各種財務指標（比率）の算定に重要な役割を果たしている」（大日方, 2006）ことから考えれば、純資産情報に対する裁量的会計行動に着目することは、合理的であろうと考える。

強制的会計方針変更は企業にとって Unwelcom であると考えることができる。一方で、図 1 における B あるいは D 戦略が採用される場合、IFRS 適用に伴う強制的な会計方針変更の影響を補強するような影響を、裁量的会計方針変更によって実現しようとするその限りにおいて、強制的会計変更は企業にとって Welcome であると考えることができる。

第 3 節 ケース分析の結果

本節では、まず全ケースでどのような裁量的な会計方針の変更が見られるのか、業界別にみるとどのような違いがあるのかといった全体的な結果を提示する。これによって、ある裁量的な会計方針の変更は、ケース企業のどのような特徴¹⁸からもたらされるものであるかが明らかになる。

3.1. 全体的な結果

ケース全体で、純資産に対する退職給付会計の影響、純利益に対するのれんの取り扱いの変更の影響が見られた。強制的な会計方針の変更の影響は、業種毎でその重要性に違いがあった。たとえば電力業と保険業では収益認識の変更の影響¹⁹が他の業種よりも大きく、石油業や小売業では棚卸資産の評価方法の変更の影響²⁰が他の業種よりも大きかった。

裁量的な会計方針の変更に関しては、11 社で IAS32 と 39 の早期適用が選択されていた²¹。資産の再評価を行うような裁量的方針変更を実施したケースは 28 件見られた。たとえば、過去の企業結合の再処理に伴う無形固定資産の認識(10 社)、関連会社に対する持分の公正価値測定(6 社)、固定資産の減価償却方法の見直しなど(16 社)、多様な方法で資産の再評価が行われた。

3.2 企業の開示戦略

本小節では、ケース企業群に見られた 2 つの戦略を紹介する。次にそれぞれの戦略を採用した代表的な企業を提示し、その具体的な会計方針選択を詳説する。それぞれの戦略が持つ意味についての詳細な考察は第 4 節において実施している。本小節では、戦略毎の会計方針選択の違いを具体的に明らかにすることで、外観的な定義を行いたい。

第 2 節で提示された企業の戦略表でいえば、純資産の変動に関してケース企業は全て B 戦略を採用している。すなわち、強制的な会計方針変更の影響で純資産は小さく算定され、裁量的な会計方針は、強制的な会計方針変更の影響を打ち消すような影響をもたらすよう

¹⁸ フランス企業であるという特徴、所属産業という特徴、これらの特徴に固有な戦略的会計方針の変更というものが存在するのであれば、それは企業特殊な特徴による戦略的会計方針の変更とは分けて論じられるべきものである。

¹⁹ EdF、フランス電力では、純資産に-15%の影響。保険会社のアクサでは、当期収益に-8%の影響。

²⁰ 純資産への影響が、トタル+3%、カルフルー+4%、グイエン・エ・ガスコニュ+2%であった。

²¹ 11 社のうちの金融機関、保険会社、持株会社など 6 社で IAS32 と 39 の影響が大きかった。

に選択されていた。この結果は、IFRS の初度適用に伴う強制的会計方針変更の結果、純資産には FR 基準で算定した場合と比較して、算定額が小さくなるような影響が発生しており、こうした影響が、フランス企業にとって Unwelcome であったことを表している。

図 2：企業の戦略図（純資産）

		強制的な会計方針変更の影響	
		+	—
裁量的な会計方針の変更の影響	+	B (40 社)	A
	—	C	D

一方で、純利益に関しては、強制的な会計方針変更の影響、裁量的な会計方針の変更の影響のいずれにおいても明確な傾向は発見できなかった。裁量的な会計方針の変更に明確な傾向が見られなかった主な理由は、純利益に影響を与えるような会計方針の変更はそのほとんどが強制的な変更であり、裁量的な会計方針変更はほとんど認められていなかったことにあると考える。表 1 に記載されている「純利益の差異の主な原因」は「その他」を除く全ての会計処理変更が強制的なものであった。純利益に関しては、我々のほとんどのケースにおいても、情報開示戦略を表現することが出来るほどには、裁量的な会計方針変更が認められなかった。

本稿では純資産及び純利益の変動に、企業の開示戦略が表れると解釈しているため、純資産額の包括的な影響で、ケース企業を分類した。その結果、表 5 に見られるような関係²²が明らかになった。つまり、包括的な影響がゼロの近傍にあるような企業は、公正価値の適用を強制的会計方針変更の範囲に限定していた。包括的な影響が強くプラスになっているような企業は、強制的範囲以外でも公正価値測定を広範に適用していた。

また、図 2 および表 5 からは、IFRS の強制的会計方針変更を打ち消すような裁量的な会計方針変更を選択するグループの中にも、公正価値の適用の程度による違いが存在していることが分かる。すなわち、公正価値を（広範に）適用するかしないかということと、IFRS の初度適用にともなう強制的会計方針の変更を打ち消すこととの間には、排他的関係が存在していないのである。これは Marchal et al.(2007)で、統計的処理の結果見えなくなっていた点である。

²² この分類は、ケースから抽出したものであり、そのため全事象を網羅してはいない可能性がある。あくまで、本稿が採用するケース群において見られた事象を分類したものであり、本稿のケースにおいて発生しなかったケースを取り扱うことはしていない。その点において本分類は fact finding である。

表 5：会計処理変更の特徴と、会計処理変更の包括的な影響によるグループ分類結果

第 1 グループ：30 社	第 2 グループ：10 社
● 公正価値の利用 公正価値の適用は強制的変更の範囲に限定	● 公正価値の利用 強制的範囲以外でも公正価値測定を広範に適用
● 会計処理変更の包括的影響 強制的な会計処理変更の影響と、裁量的な会計処理変更の影響は相殺され、包括的な影響は、ゼロの近傍。	● 会計処理変更の包括的影響 強制的な会計処理変更の影響を超えるような、裁量的な会計処理変更の影響の結果、包括的な影響は、強くプラス。

公正価値の利用と会計処理変更の包括的影響に関しては、どちらが手段で、どちらが目的なのか、あるいはそのどちらでもないのかを明確に定義することは、困難である。だが、本稿においては、純資産及び純利益の変動に、企業の開示戦略が表れると解釈しているため、包括的な影響に企業の情報開示戦略の目的が表れており、公正価値測定はそれを達成する手段の一つであると仮定する。

次の小節では、こうした 2 つの戦略を採用する企業をそれぞれ取り上げ、この戦略の具体例として詳細に分析する。

3.2.1. 包括的影響縮小戦略（30 社）

表 5 における第 1 グループは、自身の情報開示戦略に関して、包括的影響ができるだけ小さいことを選好しているグループである。この戦略を本稿においては「包括的影響縮小戦略」と称する。30 のケースにおいて包括的影響収縮戦略が見られた。ここでは、最も顕著な例としてエアリーキードを取り上げ、この戦略の具体例を提示することにする。

エアリーキードは、1902 年に創立された工業用ガス製造のグループである。1906 年に国際化が始まり、第 2 次世界大戦後に全世界に事業を広げた。1995 年から医療用ガス分野に展開し、2001 年にメセルという競争相手を買収した。現在では、ガス分野における有数のグループである。

表 5 は、エアリーキードの純利益額の算定に関して、FR 基準と IFRS との相違と、その主な原因を説明したものである。「FR 基準による純利益」842²³とは、エアリーキードの純利益額を FR 基準で算定した場合、842 になるということである。「IFRS による純利益」はエアリーキードの純利益額を IFRS で算定した金額が 844 になるということである。「差異」は、FR 基準と IFRS との差異ということである。右側の列には、差異を構成する具体的な内容とその金額が表示されている。各項目は、強制的影響・裁量的影響・判別が困難な影

²³ 百万ユーロ単位。以下同様。

響²⁴という基準によって、3つの大項目に分類してある。例えば「(IFRS3) のれんの非償却」は、強制的影響項目に分類されており、その金額は 68 となっている。これは、IFRS 適用にともない、のれんの会計処理が非償却へと強制的に変更される結果、IFRS で算定するエアリキード社の純利益額は、FR 基準のそれと比較して 68 大きく表示されるようになる、ということを表している。そして、右側の列における各会計処理の変更の影響額の合計は、左側の列の「差異」の金額と一致する。

表 5：エアリキードの純利益に与える IFRS の影響

(単位：100 万ユーロ)

項目	金額	差異の主な原因	金額
FR基準による純利益	842	強制的影響	
IFRSによる純利益	844	(IFRS 3) のれんの非償却	68
		(IAS 38) 繰延資産の排除	10
		(IAS 12) 繰延税金負債(ブランド)	-6
		(IFRS 2) ストック・オプション	-2
		計	70
		裁量的影響	
		(IFRS 3) 新しい子会社 リストラ引当金	-67
		計	-67
		判別が困難な影響	
		その他	-1
		計	-1
差異	2	合計	2

(エアリキード・アニュアルレポート、2004 により作成)

表の 5 からは、エアリキードの 2004 年の純利益額に関する FR 基準と IFRS との算定差異が+2 となることが示されている。Marchal et al.(2007)の結果に見られた平均的変動の 36%と比較して、エアリキードの変動額は少ないように見える。その理由は、エアリキードの裁量的な会計方針変更にある。

表 5 に記入されているように、純利益に対する 2 つの主な影響は、いずれも企業結合の会計方針変更である。エアリキードは、2001 年と 2004 年に 2 回に分けて²⁵、競争相手のメセルを買収した。2001 年の取引から発生したのれんの償却は、IFRS 適用に伴って排除されることとなった(影響額+68)。この強制的な変更に対して 2004 年の買収に関わるリストラ

²⁴ 各企業の IFRS 適用の調整報告表は、重要性の低い複数の差異を「その他」としてまとめている。これらは、その差異の原因が明らかにされていないため、強制的影響なのか戦略的影響なのか判別することが実質的に不可能である。従って、本稿では「その他」の影響を「判別が困難な影響」としてある。

²⁵ 2001 年には、メセルの南アフリカ、カナダ、エジプト、アルゼンチンとブラジルの事業を買収。2004 年には、ドイツ、イギリスとアメリカの事業を買収。

引当金の計上という裁量的な変更が行われた（影響額-67）。その結果として、純利益に与える包括的な影響は基準によって限定された範囲内における最小のものとなっている。

次にエアーリキードの純資産額に対する影響について考察する。表 6 は、エアーリキードの純資産額の算定に関して、FR 基準と IFRS との相違と、その主な原因を説明したものである。各項目とその金額の意味については表 5 と同様である。右側の列には、差異を構成する具体的な内容とその金額が表示されている。各項目とその金額の意味については表 5 と同様である。

表 6：エアーリキードの純資産に与える IFRS の影響

(単位：100 万ユーロ)

項 目	金 額	差 異 の 主 な 原 因	金 額
FR基準による純資産	5715	<u>強制的影響</u>	
IFRSによる純資産	5300	(IAS 19) 退職給付	-583
		(IAS 38) 繰延資産の排除	-25
		(IAS 16) 工場の資産価値の減損	-24
		(IAS 12) 繰延税金	-22
		(IAS 21) ブラジル子会社における機能通貨の変更	-24
		計	-678
		<u>裁量的影響</u>	
		(IAS 16) 減価償却期間の延長に伴う有形固定資産の再評価	279
		計	279
		<u>判別が困難な影響</u>	
		その他の	-16
		計	-16
差 異	-415	合 計	-415

(エアーリキード・アニュアルレポート、2004 により作成)

表 6 に記載されているように、エアーリキードの純資産は、IFRS 適用によって-415 小さく開示され、最も大きな影響をあたえたのは退職給付（-583）である。フランスの国立年金制度は確定拠出型制度であるため、IFRS の適用に伴う退職給付会計の影響は相対的に小さなものであった。だが、北米等に子会社を持つグループにとっては、確定給付型制度であるため、退職給付債務をオンバランスにすることは強制的な変更であった。エアーリキードは 100 年間にわたり海外事業を展開してきた企業であり、IAS 19 の影響は非常に重大で、この基準に基づく会計処理の結果、純資産は約 10%小さく算定させることとなる。これに対する、裁量的変更は有形固定資産の再評価であった。IFRS 1 の選択肢によって、償却期間の延長に伴う有形固定資産再評価が行われた（影響額+279）。

以上の結果から、純利益と同様に、純資産においても裁量的な変更によって IFRS の強制的変更の影響は、基準によって限定された範囲内における最小のものとなっている。

3.2.2. 包括的影響増大戦略（10 社）

表 5 における第 2 グループは、自身の情報開示戦略に関して、包括的な影響が大きいことを選好しているグループである。この戦略を本稿においては「包括的影響増大戦略」と称する。我々のケースでは、前小節において記述された包括的影響縮小戦略がケースの大半（30 社）で採用され、残りの 10 社で本戦略が採用されていた。LVMH は本戦略を採用しているグループの特徴的な例²⁶であり、IAS32 と 39 の早期適用や固定資産の公正価値測定をおこなっている。

ここでは、LVMH の純利益に IFRS が与えた影響を例として、本戦略の具体例を見てみよう。表 7 は、LVMH の純利益額の算定に関して、FR 基準と IFRS との相違と、その主な原因を説明したものである。「FR 基準による純利益」1010 とは、LVMH の純利益額を FR 基準で算定した金額が 1010 になるということである。「IFRS による純利益」は LVMH の純利益額を IFRS で算定した金額が 1194 になるということである。「差異」は、FR 基準と IFRS との差異ということである。右側の列には、差異を構成する具体的な内容とその金額が表示されている。各項目は、強制的影響・裁量的影響・判別が困難な影響という基準によって、3 つの大項目に分類してある。「(IFRS3) のれんの非償却」は、強制的影響項目に分類されており、その金額は 226 となっている。これは、IFRS 適用にともない、のれんの会計処理が非償却へと強制的に変更される結果、IFRS で算定する LVMH 社の純利益は、FR 基準のそれと比較して 226 大きく表示されるようになる、ということを表している。そして、右側の列における各会計処理の変更の影響額の合計は、左側の列の「差異」の金額と一致する。

表 7：LVMH の純利益に与える IFRS の影響

(単位：100 万ユーロ)

項 目	金 額	差 異 の 主 な 原 因	金 額
FR基準による純利益	1010	強制的影響	
IFRSによる純利益	1194	(IFRS 3) のれんの非償却	226
		(IFRS 2) ストック・オプション	-46
		(IAS 41) ぶどう収穫の市場価値測定	11
		(IAS 39) 自己株式に係る引当金の戻し入れ	11
		計	202
		裁量的影響	
		(IAS 39) ヘッジ会計	-30
		計	-30
		判別が困難な影響	
		その他の	12
		計	12
差異	184	合計	184

²⁶ LVMH の情報開示戦略は、IFRS 適用に伴って可能となったいくつかの会計処理変更を利用して、純資産を出来るだけ大きく算定することであったと考えられる。

(LVMH・アニュアルレポート、2004により作成)

純資産に影響を与えるような会計方針の変更に認められている数と比較すると、純利益に影響を与えるような会計方針の変更において選択肢が認められている会計方針は比較的少数である。純利益への影響のほとんどすべては強制的なものであった：のれんの非償却+226、IAS 41による生物的資産としてのワインの市場価値測定+11、自己株式に係る引当金の戻し入れ+11、そしてストック・オプション費用の計上+46等が該当する。任意適用の方針変更によるただ1つの大きな影響は、ヘッジ会計の早期適用による費用の発生であった(影響額+30)²⁷。そのほかの影響を加減して、最終的に差異は+184となっている。

表8は、LVMHの純資産額の算定に関して、FR基準とIFRSとの相違と、その主な原因を説明したものである。各項目とその金額の意味については表7と同様である。右側の列には、差異を構成する具体的な内容とその金額が表示されている。各項目とその金額の意味については表7と同様である。

表8：LVMHの純資産に与えるIFRSの影響

(単位：100万ユーロ)

項 目	金 額	差 異 の 主 な 原 因	金 額
FR基準による純資産	7478	<u>強制的影響</u>	
IFRSによる純資産	7782	(IAS 39) 自己株式の控除	-883
		(IAS 41) ぶどう収穫の市場価値測定	39
		計	-844
		<u>裁量的影響</u>	
		(IFRS 1) 過去の企業結合の再処理	660
		(IAS 16) ぶどう畑の公正価値測定	396
		(IAS 39) ヘッジ会計	93
		(IAS 19) 退職給付：フランス	-27
		計	1122
		<u>判別が困難な影響</u>	
		その他の	26
		計	26
差 異	304	合 計	304

(LVMH・アニュアルレポート、2004により作成)

LVMHの純資産の部には、IFRS 1によって可能とされた会計方針の変更を利用して、資産の再評価を行い、純資産額を増大表示しようとする戦略がはっきり見られる。任意の会計方針の変更を裁量的に選択した結果、強制的な会計方針の変更の影響を大幅に超える影響がLVMHの財務諸表にもたらされた。

²⁷ 影響額は+30であり、これは強制的な会計方針の変更の影響(+202)を打消す効果を持っている。だが、ヘッジ会計に関する会計方針の変更は純利益よりもむしろ純資産に大きな影響をもたらすものであり、純資産に対する作用の副作用として、純利益に対する影響が出ていると考える。

主要な強制的な会計方針の変更からの影響には、純資産からの自己株式の控除-883がある。一方、裁量的な会計方針の変更からの影響にはルイ・ヴィトンブランドの認識+660、ぶどう畑の公正価値測定+396、ヘッジ会計+93、そして退職給付に関する割引価値の差額の計上-27がある。

LVMHグループは20年間にわたる連続的な企業結合によって現在の姿となっているため、IFRS1が提供する企業結合の再処理という選択肢が与える影響は比較的大きいと考えられる。LVMHが所有する52のブランドのうち、そのほとんどは買収されたものであり、これらは再評価することができる。1987年のルイ・ヴィトンとモエ・ヘネシーの合併は、当時プーリング法で処理され、両社の無形固定資産は計上されなかった。次の年には、LVMHがクリスチャン・ディオールに買収され連結子会社となった。パーチェス法が適用され、ルイ・ヴィトンブランドはクリスチャン・ディオールの貸借対照表に計上され、2004年までLVMHの資産には計上されていない状況であった。

IFRSの適用に伴い、LVMHはルイ・ヴィトンとモエ・ヘネシー²⁸の合併を、モエ・ヘネシーによるルイ・ヴィトンの買収としてパーチェス法で再処理することにした。それに伴い、ルイ・ヴィトンブランドは合併時点の公正価値で再評価され、無形資産に計上された。

もう1つの裁量的方針変更は、IAS 16による公正価値測定を任意適用した、シャンパーニュ地方のぶどう畑の再評価+396であった。このような会計処理は、固定資産の再評価を認めない国内基準とは相容れないものである。

LVMHの本業は金融業との関係が薄いためIAS32と39の早期適用の影響はほとんどなかった。逆に、銀行業や保険業にとっては、この早期適用の影響は非常に大きなものであった²⁹。

第4節 開示戦略と経営の背景

4.1 開示戦略

大手企業 40 社の開示戦略を分析した結果、「包括的影響縮小戦略」と、「包括的影響増大戦略」を採用する 2 つのグループの存在が見出された。多くのケース(30 社)では、IFRS 適用に関する強制的影響と裁量的影響の合計を、基準によって限定された範囲内で、小さなものとする包括的影響縮小戦略を選ぶ傾向が見られた。この事実は、Marchal et al. (2007)の研究で明らかにされた純資産の顕著な安定性に新しい視点を提供する。すなわち、IFRS の適用にあたり純資産が受ける強制的影響を相殺するような裁量的な会計方針の選択が、彼らのサンプルの多くでなされたという可能性である。我々のケースの多くでは、資産の再評価によって退職給付の影響を緩和させる選択が見られた。公正価値の適用は 27 ケース³⁰で見られたが、適用は、ストック・オプション、短期投資、売買目的で所有している資産などの強制さ

²⁸ 合併後はモエ・ヘネシーの株主が LVMH の議決権の 60%を保有。

²⁹ たとえば、アクサという保険会社では、純資産に+11%の影響が見られた。

³⁰ 包括的影響増大戦略グループのうち、IAS39 の早期適用を実施したルグラン、フォーレシアとダノンを除く 27 社。

れた範囲に限定されていた。

一方で、包括的な影響を、基準によって限定された範囲内で、大きなものとする包括的影響増大戦略を採るグループ(10 社)が存在した。LVMH, ロレアル、エールフランス KLM、クラブ・メディテラネ、ボロレ、そしてビベンディという大手企業 6 社は、フランス会計基準下では禁止されている固定資産³¹の公正価値測定を適用した。過去の会計実務との差異を増幅するような新しい会計実務を選択するこうしたグループが存在することは、巨大企業の中に、公正価値会計の積極的な適用を、自社にとって効用が増大する会計方針の変更としてとらえている企業があるということを表している。他の例としては、アクサとクレディ・アグリコール銀行の IAS39 の早期適用が挙げられる。市場価値の広範な適用は金融業界の特徴に合致することであり、追加コストの発生は非金融業界と比較すれば相対的に小さいと考えられる。ただし、2003 年にフランスの大手銀行が、欧州委員会へのシラク大統領の手紙を通じて IAS32 と 39 に対する強い批判を示していたことを考えれば、包括的影響増大戦略の採用は思い切った選択だったといえる³²。

4.2 経営上の背景

本小節では、それぞれの戦略が志向される理由について考察する。まず、公正価値測定の実践段階の問題を考えると、巨大組織を除く通常の組織では、公正価値測定を円滑に実施するために、新たな専門的な知識の獲得と蓄積を行うためのコストが生じるだろう。もしくは、外部の専門家の雇用コストが発生するだろう³³。こうしたコストの存在は、公正価値測定に対する消極的な姿勢となって表れると考えられる。

また、(自主的に IFRS を適用していた極めて少数の企業を除けば) IFRS を適用した財務諸表の開示経験がある企業はほとんど存在しなかったため、市場の反応がどのようなものになるのか、推測し辛かった点もおそらく重要な要素であるだろう。このような状況下では、新しい基準の影響を緩和することは、自社のリスクを減少させる有効な方法であると考えられる³⁴。こうした要因は、包括的影響縮小戦略を採用する企業の存在を説明するものである。

一方、包括的影響増大戦略を採用する企業が存在する理由は、情報インダクタンス理論を援用して考察すれば、当該企業の利害関係者(群)がそれを高く評価すると当該企業が想定しているためであると考えられる。

我々が分析したケースのいくつかにおいては、こうした仮説を支持するような証拠が見つ

³¹無形固定資産、不動産と関連会社への投資。

³²我々のケースでは、銀行 4 行のうち 1 行、保険会社 3 社のうち 2 社が IAS32 と 39 を早期適用した。

³³ PWC (2006)。

³⁴ Matsumura, T. and Ueda, M. (1996)、松村敏弘(1998)を参照。「自分が情報を開示すべきであるかどうかは、ほかの企業の行動に依存しているので、他の企業の選択を見極めるために、[情報開示期限]ぎりぎりまで待つことの利益が存在している」松村敏弘(1998)。本稿の例でいえば、企業には、IFRS の初度適用にあたり、強制的な会計方針の変更の影響を裁量的な会計方針の変更によって極力相殺し、旧来の会計方針の継続を模擬的に実行し、その間に他の企業の選択とその影響を見極めようとする誘因が存在するのである。

かった。重要な利害関係者が多国間にまたがって存在する場合には、企業は包括的影響増大戦略を選択するが多かった。たとえば、LVMH、ロレアル、アヴァス・グループ、ビベンディは国際化が進んでいる組織であり、IFRSの積極的な適用は多国籍利害関係者にアピールする方法として考えることができるだろう。19世紀から続く水道会社であるビベンディが包括的影響増大戦略を選択したのは、北米大陸においてビベンディが構築した複合的に重なる業務提携網の存在が影響していると考えられる。

重要な利害関係者が国内に存在する場合、企業はFR基準とIFRS適用の差異を減少させるような包括的影響縮小戦略を採用する例が多かった。1950年代から国際的事業を展開しているミシュランが包括的影響縮小戦略を採用した背景には、経営に関してミシュラン一族が常に支配的な影響力を保持していることがあると考えられる。強力な創業者一族の存在は、PSA プジョーシトロエン、ブイグ、JC デュコー、カルフルにも存在し、彼らはやはり包括的影響縮小戦略グループに属している。元国営企業や政府が出資している企業は、包括的影響縮小戦略を選択しており、EDF、サンゴバンとタレスがこれに該当する。

また、親会社を重要な利害関係者としてとらえれば、親子会社間の会計方針は統一されると考えられる。PSA プジョーシトロエンとその子会社であるフォーレシアはともに包括的影響縮小戦略を、ビベンディとその子会社であるアヴァス・グループはともに包括的影響増大戦略を選択している。

こうしたいくつかの証拠は存在するものの、利害関係者と情報開示戦略の関係を実際に明らかにするためには、さらなる研究の成果を待たなくてはならないだろう。なぜなら、まず企業が主要な利害関係者をどのように決定するのかが不明である。また、主要な利害関係者を特定できても、それ以外の利害関係者の存在も考慮する必要がある。さらに、開示戦略に影響を与えるような、利害関係者以外のファクターも考慮する必要がある。

従って、本節においては、利害関係者と開示戦略の明確な結びつきを提示することはできない。本節の結果は次のようにまとめることができる。ケース分析の結果、「包括的影響増大戦略」を採用するケースと、「包括的影響縮小戦略」を採用する企業が見られた。情報インダクタンス理論を援用すれば、企業は利害関係者の反応を予測して戦略を決定していると考えられる、そしていくつかのケースにおいては、利害関係者と採用される戦略との間には一定の関係があることを支持するような証拠が見られた。

本稿で得られた知見は、これ以上のことを明らかにするには不十分であり、今後の検討の課題としたいと思う。

第5節 結論

Prakash and Rappaport (1977)によれば、情報の発信主体は、自らが発信する情報が情報の受け手に利用される結果生じる影響を予想しようとし、その影響を自身が望むように変化させるために、情報の伝達が影響を実際に生じさせるよりも以前に自らの発信する情報

を修正しようとする」とされている。この点で、「〔情報の発信者としての経営者の意図は無制限に是認されるものではないが、〕会計とはそもそも『経営者の意図』にもとづいて戦略的に実施されるものである」と考えた方が、はるかに現実的である」(藤井, 2007)と考えることができる。

本稿では、企業を情報の発信者として捉え、企業を取り巻く利害関係者を情報の利用者と捉えた。そして、想定される情報の主な受け手、すなわち主要な利害関係者は、当該企業の歴史的、制度的、偶然的出来事の帰結として、各企業において異なる構成を成していると考えられる。その結果、各企業の情報開示戦略もまた異なるであろうことが演繹的に推定できる。

我々は、フランスにおける IFRS の初度適用時において与えられた高度な柔軟性の結果、企業が、IFRS 適用の影響を自身の開示戦略に沿うように変更し、自身の利得を出来る限り最大化することが可能になったと考えた。開示戦略が与える影響を明らかにするために、ケースを分析し、「強制的会計方針の変更」と自発的である「裁量的会計方針の変更」という視点を加えた。その結果、ケース企業が採用する戦略は、包括的影響縮小戦略と、包括的影響増大戦略とに大別できることが明らかになった。ケース企業は、それらの戦略に沿うように、裁量的に会計方針の変更を実行していると考えられ、その結果、彼らの利得は増大している可能性があることを示唆した。

2011 年度から IFRS を導入する日本企業に対し、本研究の成果をそのまま適用することは難しいかもしれないが、IFRS 適用の際に起こりうる未来の一つとしてフランス企業の例は参考になると考えられる。IFRS の初度適用を巡る柔軟な規制は、EU における IFRS の導入、すなわち世界で初めての大規模な IFRS の適用をスムーズに推移させた。だが、同時にそれは企業による裁量的な会計方針の変更を実現させ、結果として企業間の比較可能性を低下させる危険性をもたらした。本研究で記述された裁量的な会計方針の変更の例を見ると、各企業はそれぞれが想定する主要な利害関係者に向けた開示戦略を採用している可能性があり、その主要な利害関係者の利害と、一般的な投資家の利害は常に一致するとは限らないのである。IFRS の初度適用にあたっては、企業の利害を重視するだけでなく、投資家の利害をも考慮した規制が必要と考えられる。

参考文献

- Archbald, T. R. ,(1972), "Stock Market Reaction to the Depreciation Switch-Back.", *Accounting Review*, Jan, Vol. 47 Issue 1, p22-30.
- Ball, R. (1972), "Changes in Accounting Techniques and Stock Prices.", *Journal of Accounting Research*, Supplement, Vol. 10 Issue 3, p1-38
- and P. Brown (1968), "An Empirical Evaluation of Accounting Numbers," *Journal of Accounting Research*, Autumn, Vol. 6 Issue 2, p159-178.

- Beaver, W. H. and R. E. Dukes, (1973), "Interperiod Tax Allocation and Depreciation Methods: Some Empirical Results.", *Accounting Review*, Jul, Vol. 48 Issue 3, p549-559.
- Bowen, R. M., L. DuCharme and D. Shores, (1995), "Stakeholders' Implicit Claims and Accounting Method Choice," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 20, No. 3, December, 227 – 327.
- Dufils, P. and C. Lopater (2002), *Mémento Pratique Francis Lefebvre, Comptes Consolidés*, Paris : Editions Francis Lefebvre.
- and — (2005), *Mémento Pratique Francis Lefebvre, Comptable 2006*, Paris : Editions Francis Lefebvre.
- Lopater, C. (2003), *Mémento Pratique Francis Lefebvre, IFRS 2005*, Paris : Editions Francis Lefebvre.
- Marchal, S., M. Boukari and J.L. Cayssials (2007), « L'impact des normes IFRS sur les donnees comptables des groupes francais cotes », *Bulletin de la Banque de France*, No. 163, July.
- Matsumura, T. and Ueda, M. (1996), «Endogenous Timing in the Switching of Technology with Marshallian Externalities », *Journal of Economics*, 63 ,41-56.
- Prakash, P. and A. Rappaport (1977), « Information Inductance and Its Significance for Accounting », *Accounting, Organization and Society*, Vol.2, No.1.
- Price Waterhouse Coopers (2006), « Convergence future vers les IFRS », BCF France, April 2006, pp17-26.
- Richard, J. and C. Collette (2005), *Système comptable français et normes IFRS*, Paris : Dunod.
- Garcia, C. (2008), 「フランス企業における I F R S 導入の影響」、佐藤信彦編著(2008) 所収。
- 大日方隆 (2006) 「連結制度改革と連結情報の価値関連性」、日本経済国際共同センター、CIRJE-J-165。
- 斎藤静樹 (2007), 『企業会計とディスクロージャー[第3版]』、東京大学出版会。
- 佐藤信彦編著(2008), 『国際会計基準の制度化』白桃書房。
- 須田一幸編著 (2004), 『会計制度改革の実証分析』、同文館出版。
- 藤井 秀樹 (2007), 『制度変化の会計学』、中央経済社。
- 松村敏弘 (1998), 「ディスクロージャー問題」、三輪・神田・柳川(1998) 所収。
- 三輪芳朗 神田秀樹 柳川範之編 (1998), 『会社法の経済学』,東京大学出版。